

福岡女子大学における障害のある学生等の支援に関する基本方針

平成28年4月1日策定

令和6年3月14日一部改正

1. 基本理念

公立大学法人福岡女子大学（以下、「本学」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の基本理念に基づき、障害のある学生及び本学への入学を希望する者並びに本学を利用する者（以下「障害のある学生等」という。）が、障害の有無や程度によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、共生する大学の実現を目指す。また、本学構成員が、障害について共に学び、支えあうことで、障害があってもその能力を最大限に発揮できる環境を整える。

2. 支援体制

本学は、理事長のリーダーシップのもと、障害のある学生等への支援を全学的に行うために、全学が一体となった支援体制を構築し、適切に合理的配慮を実施する。

3. 基本方針

(1) 機会の確保

障害のある学生等が障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保する。

(2) 情報公開

障害のある大学進学希望者や障害のある学生等に対し、支援に係る取組を情報公開する。

(3) 決定過程

障害のある学生等の支援における権利の主体が学生にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた合理的な調整を図る。

(4) 教育方法等

情報保障、コミュニケーションの配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮の考え方を整理し、伝える。

(5) 支援体制

学内外の関係部局が連携しながら全学的な支援を行うとともに、障害のある学生等への理解を深めるため、教職員の理解促進・意識啓発に努める。

(6) 施設整備

障害のある学生等が安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に努める。